

やまぐちの美しい里山・海づくり条例（概要）

私たちのふるさと山口県は、温暖な気候のもと、緑あふれる中国山地、数多くの清流、日本海、響灘、瀬戸内海と三方に開けた海など、多彩で豊かな自然に恵まれている。

このような多彩で豊かな自然は、豊かで潤いのある県民生活を確保するための地産地消を推進する上で、農林水産業をはじめとするふるさと産業の重要な生産基盤となっている。

こうした環境を営々と守ってきた取組の記憶と併せて将来の世代に引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの使命である。

しかしながら、近年、里山における廃棄物の不法投棄は、美しい景観を損ねるだけでなく、水源の水質の悪化を招くなど、私たちの生活環境に影響を及ぼしている。

このため、私たち一人一人が、ふるさとの美しい自然や良好な景観がかけがえのない財産であることを深く認識しつつ、身近な日常生活の中で環境の美化の取組を実践するとともに、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、環境の保全及び再生に寄与することを旨として、豊かで美しい県土づくりを推進していくことが極めて重要となっている。

ここに私たちは、すべての県民が一体となって、県民総参加による環境の美化及び保全に係る運動を展開するとともに、健全で恵み豊かな快適環境県やまぐちの創造を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条（目的）

美しく快適な山口県づくりについて、基本理念を定め、特に環境の美化の推進に関し必要な事項を定めることにより、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が一体となって美しく快適な山口県づくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

第2条（定義）

「県民等」：県民、県内に滞在する者及び県内を通過する者

「廃棄物」：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項に規定する廃棄物

「美観」：美しい自然及び良好な景観

「里山」：人が日常生活を営んでいる地域に接し、人が維持管理する一団の樹林地

第3条（基本理念）

美しく快適な山口県づくりについて

県、市町、事業者、県民等及び関係団体が、その責務又は役割を自覚して遂行

県、市町、事業者、県民等及び関係団体が、相互に連携を図りながら協働

第4条（県の責務）

美しく快適な山口県づくり、とりわけ環境の美化の推進に関する総合的な施策（以下「環境美化施策」という。）の策定及び実施

環境美化施策の推進のため、市町と連携を図り、情報提供等必要な支援を実施

国又は他の地方公共団体に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請

第5条（事業者の責務）

事業活動を行うに当たり、美観の保持及び回復並びに従業者に対する意識啓発に努力
県及び市町が行う環境美化施策に協力

第6条（県民等の責務）

地域の環境美化活動を自主的に実施
県及び市町が行う環境美化施策に協力

第2章 環境の美化の推進

第7条（美観の保持及び回復並びに廃棄物の投棄の禁止）

里山、湖沼、海岸、海洋その他公共の場所の美観の保持及び回復
水源及び水源に影響がある地域の保護
里山、湖沼、海岸、海洋、水源その他公共の場所での廃棄物の投棄の禁止

第8条（基本方針）

知事は、環境美化施策を推進するための基本方針を策定
基本方針に掲げる事項

- ・環境の美化についての広報に関する事項
- ・環境の美化の推進体制に関する事項

（県民の輪を広げる運動、NPO法人等のネットワークづくり、モデル事業の実施など）
基本方針の策定に当たっては、県民の意見を反映
基本方針の公表

第9条（環境美化活動の支援）

県は、県民等及び関係団体が自発的に行う環境美化活動に対して必要な支援を実施

第10条（環境美化活動の連携協力体制）

県・事業者間において、以下に掲げる環境美化活動の連携協力体制を整備

- ・環境美化活動に関する県民等の意識啓発
- ・県民等と連携して行う環境美化活動

第11条（県民一斉環境美化活動促進期間）

県は、事業者及び県民等の美観の保持及び回復に対する関心・理解を深めるため、県民一斉環境美化活動促進期間を設置
県は、促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施

第12条（学習の振興等）

県は、美観の保持及び回復並びにその取組の歴史について、事業者及び県民等の関心・理解を深めるため、学習の振興及び広報活動の充実を企図

第13条（啓発）

知事は、環境美化施策を推進するため必要な時は、事業者及び県民等に対し啓発を実施